

京都市教育長告示第5号

京都市図書館利用規程の一部を次のように改正する。

令和5年2月8日

京都市教育長 稲田 新吾

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第2条第2項中「副館長」を「館長代理」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(電子書籍の利用方法等)

第16条の2 電子書籍（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により作られた記録であって、インターネットを通じて利用可能とするものをいう。以下同じ。）の利用については、前各条の規定にかかわらず、この条に定めるところによる。

2 利用することができる電子書籍は、1人につき2点以内とし、その期間は利用開始日の翌日から起算して2週間以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

3 前項の電子書籍は、第8条本文及び第10条第1項本文に規定する貸出しを受けることができる図書館資料に含めない。

4 前3項に規定するもののほか、電子書籍の利用の開始、終了、制限その他電子書籍の利用に関し必要な事項は、別に定める。

第27条第1項本文中「又は」を削り、「若しくはき損したときは、同一の物」を「、毀損し、その他図書館資料の利用に支障を生じさせたときは、同一の物（電子書籍を含む。以下この項において同じ。）」に改め、同条第2項中「以下」の右に「この項において」を、「貸出し」の右に「(電子書籍の利用を含む。)」を加える。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

対面朗読登録申込書

(宛先) 京都市 図書館長		年 月 日	
申請者	ふりがな		生 年 月 日
	氏名		
	住所	(〒 —)	
		電話 ()	
補助者	申請者に代わって、図書館から連絡のとれる方		
	ふりがな		申請者との続柄
	氏名		
	住所	(〒 —)	
		電話 ()	
対面朗読を必要とする理由	1 視覚障害 (級)		
	2 活字図書の利用が著しく困難である理由		
希望する曜日 時間帯等			
特に希望する分野			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年2月10日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、生涯学習部長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局生涯学習部)